

市場振興戦略会議・電子取引普及部会報告書

日本商品先物振興協会

目 次

電子取引普及部会 委員名簿

電子取引普及部会 検討経過

電子取引普及部会報告

参考1 市場取引の匿名性の確保（過度な情報開示の見直し）について（要望）

（平成14年3月28日）

参考2 市場取引の匿名性の確保について

（平成15年10月29日）

電子取引普及部会における意見の整理（第5回資料）

資料

- ・インターネット取引ガイドラインに記載すべき基本的事項（案）
(第1回 電子取引普及部会 資料2)
- ・「インターネット取引ガイドライン」の作成について
(第2回 電子取引普及部会 資料1)
- ・オンライン取引の状況推移

日本商品先物振興協会
市場振興戦略会議・電子取引普及部会 委員名簿
(平成 17 年 11 月 30 日)

座 長	茂 木 八洲男	ひまわり CX(株)
委 員	宇賀地 俊哉	SBI フューチャーズ(株)
委 員	梅 原 宏治	エース交易(株)
委 員	車 田 直 昭	ドットコモディティ(株)
委 員	頭 本 光 雄	フジ フューチャーズ(株)
委 員	松 井 政 彦	岡藤商事(株)
委 員	松 本 雅 人	オリエント貿易(株)
委 員	水 野 慎次郎	カネツ商事(株)
委 員	山 田 讓 二	日本ユニコム(株)
委 員	山 本 義 信	光陽トラスト(株)

計 10 名

[市場振興戦略会議]

委 員 長	多々良 實 夫	豊商事(株) 代表取締役社長
副委員長	岡 地 和 道	岡地(株) 代表取締役社長

[制度政策委員会]

委 員 長	加 藤 雅 一	岡藤商事(株) 代表取締役会長
-------	---------	-----------------

電子取引普及部会 検討経過

第1回 平成17年11月30日（水） 午後4時～

- 〔議題〕 1. 当部会の検討課題について
2. 「インターネット取引ガイドライン」の作成について
3. コスト面における軽減策について
4. その他

第2回 平成17年12月14日（水） 午後4時～

- 〔議題〕 1. インターネット取引の定義及び「インターネット取引ガイドライン」の作成について
2. 未収金発生の防止について
 (1) 委託者の信用情報等登録制度の検討について
 (2) 証拠金制度の見直しについて
3. システムの信頼性の確保について
4. 市場情報提供のあり方の見直しについて

第3回 平成18年1月19日（木） 午後4時～

- 〔議題〕 1. 前回の議論のとりまとめ
 (1) インターネット取引ガイドライン
 (2) システムの信頼性の確保
2. 未収金発生の防止について
 (1) 委託者の信用情報等登録制度の検討について
 (2) 証拠金制度の見直しについて
3. 市場情報提供のあり方の見直しについて
4. システムの利便性の向上について
5. ISVの利用促進について
6. その他

第4回 平成18年2月1日（水） 午後4時～

- 〔議題〕 1. 前回の検討事項のとりまとめ
 (1) 未収金発生の防止について

- ① 委託者の信用情報等登録制度
 - ② 証拠金制度の弾力的運用について
 - (2) 市場情報提供のあり方の見直し
 - (3) システムの利便性の向上
 - (4) I S Vの利用促進
 - (5) 税実務の対応円滑化
- 2. 夜間取引について
 - 3. I B制度、代理店制度の導入について
 - 4. オンライン取引の啓蒙・宣伝について
 - 5. 電子取引の売買高の統計作成・公表について

第5回 平成18年2月21日（火） 午後4時～

〔議題〕 検討課題の整理について

電子取引普及部会報告

はじめに

2005年5月の改正商品取引所法の施行等により、外務員を介在させた委託取引における売買と自己取引の売買の減少等により、30%の売買高の減少が見込まれることに危機感を抱き、市場振興戦略会議を発足させた。その一部会として、電子取引普及部会は電子取引を普及させる方策の検討を担うこととなった。

さて、わが国におけるインターネットの普及状況を見ると、利用者は約8,000万人で5人に3人が利用している（総務省「通信利用動向調査」、2004年末）が、こうしたIT化の進展を背景に、株式等証券取引に係るインターネット取引口座数は、2005年9月末で790万口座と、2000年同月対比約9倍に増加している（日本証券業協会調べ）。商品先物取引については、インターネット等電子的取引媒体を経由して取引する口座数は、2005年6月末で約3万口座である。

電子取引においては、委託者の自己責任原則が徹底された取引であるため、役職員の介在した商品取引事故は皆無である。こうした取引の受託増大は、市場の健全性と流動性の確保にとって望ましいことであり、商品先物取引業界として、電子的取引受託システムの信頼性・安全性や市場取引システムの信頼性・安全性等において受け入れ環境を早急に整備することが必要である。

（商品先物ネット取引普及のための環境整備）

1. 商品取引員におけるインターネット取引等電子取引の信頼性

商品先物取引における電子取引受託は、先行する証券業における取引の電子化・自動化の取組みを参考として、各社が導入し、2005年12月末現在で38社が採用するに到っている。商品先物業界として、商品取引員における電子取引の一層の信頼性の確保に取り組み、そのことが電子取引顧客を商品先物市場に呼び込むという循環を創り出していく必要がある。（※）

証券ネット取引顧客の相当数は、デイトレードや短期的資金運用を行っているとされるが、これら「フットワークのよい投機資金」は、商品先物取引における信頼性等の見極めがつけば、いつ商品先物取引に参加してきても不思議ではない。商品

取引員において、その電子取引システムの安定性・信頼性を常時、点検・確認しつつ、受け入れ環境を整備していく必要がある。

(※) 証券業界は、日本証券業協会(日証協)を中心に、「証券アンサー・システム」(1985年)の共同利用、その延長線上のインターネット取引の進展・拡大に対応する「インターネット取引に係るガイドライン」の作成と会員への周知等、組織的な取組みを行ってきた。また、インターネット取引に係る取引口座数、売買高、約定金額等に係る日証協の定期的調査と結果の公表は、証券会社のネット取引に係る普及度とその信頼性の指標として受け止められ、そのことが、さらに新たなネット取引投資者を呼び込むという好循環となっている。98年の委託手数料の自由化と景気回復を追い風に、2005年12月現在では個人のネット取引顧客の株式取引シェアは30%を超えると言われるほどの目覚しい進展を見せている。

(1) インターネット取引ガイドラインの制定、遵守

「インターネット取引等電子取引」(以下「電子取引」と言う。)に係る業務の健全性及び適切性、並びに取引システムの安全性及び信頼性を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、その普及・利用の促進に資するため、自主規制機関である日本商品先物取引協会において、電子取引に係るガイドラインを制定することが望ましい。ガイドラインにおいて、電子取引システムで取引を受託する取引員において共通に留意する事項を定め、会員はこれを遵守することを明らかにする必要がある。

なお、電子取引は、商品取引員のコンピュータと委託者のコンピュータ又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、以下の処理が行われるものと定義する。

- (A) 委託者による商品市場における取引の委託（売買の注文）
- (B) 商品取引員における注文の受理、及び集計又は執行
- (C) 商品取引員において注文が受理されたことの表示又は通知
- (D) 商品市場における注文執行結果の表示又は通知
- (E) 建玉及び値洗い状況の表示又は通知

ガイドラインに記載する必要事項については、別紙の通りである。

早期のガイドライン制定について、平成18年2月28日、日商協に要望したところである。

(2) インターネット取引に対する商品取引責任準備金の適用について

インターネット取引に係る商品取引責任準備金の適用については、インターネット取引システムを提供する会員においては、商品取引責任準備金の積立が電子取引の普及の制約となっている等の観点から重要な課題であり、以下の論点について、検討を加え、要望内容の整理を行う必要がある。

- ① インターネット取引を以下の類型に区分し、それぞれにおいて商品取引事故の発生する可能性について検討する。

A. ザラバ取引

- ア. 取引員による勧誘、助言が一切なく、かつ、取引発注から市場における取引執行までがすべて電磁的方法により行われるもの。
- イ. 上記(ア)の取引を始める際に、取引員による勧誘があるもの。
- ウ. 上記(ア)の取引中に、取引員側から適宜、助言が行われるもの。
- エ. 上記(ア)の取引中に、委託者が希望するときに限り、助言が行われるもの。
- オ. 委託者の希望により、取引発注が隨時、電話でも行うことができるもの。

B. 板寄せ取引

- ア. 取引員による勧誘、助言が一切なく、かつ、取引発注が電磁的方法により行われ、市場における取引執行において、取引員の発注担当者が介在するもの。
- イ. 上記(ア)の取引を始める際に、取引員による勧誘があるもの。
- ウ. 上記(ア)の取引中に、取引員側から適宜、助言が行われるもの。
- エ. 上記(ア)の取引中に、委託者が希望するときに限り、助言が行われるもの。
- オ. 委託者の希望により、取引発注が隨時、電話でも行うことができるもの。

- ② 商品取引事故について、商品取引員の役職員の違法・不法行為に起因するものと、事務処理を誤ることによるものとを区分する必要があるのではないか。(昭和 42 年の法改正において商品取引責任準備金が法定された際には、政令で前者のみが商品取引事故とされ、平成 10 年法改正において、政令から省令に移された際に、後者が追加された。)

③ 取引員による勧誘、助言があるとしても、インターネット取引においては、委託者自らが取引枚数、条件等を入力し、注文（送信）ボタンを押す等のプロセスを経ることから、委託者自身の最終的な意思決定を求める取引であるといえるのではないか。

（3）各社システムの安定的処理能力の確保

今後、電子的取引媒体を経由して取引する商品先物取引口座数及び売買高が拡大したときに対応できるシステム構築を念頭におき、且つ、現状においても、自社の取引システムが安定的処理能力を有することを第三者の監査等により検証し、信頼性があることを明らかにしておく必要がある。その上で、今後の取組みとして、商品先物業界のネット取引口座数の拡大に向けての目標数値を定め、各社において、システムに係る安定性を高めていく必要があると考えられる。

また、取引員におけるシステムの不具合が取引所システム全体に影響を及ぼすリスクを皆無とするため、東京証券取引所のシステム・ダウン等の事例に鑑み、取引員のシステム障害が取引所システムに波及しないことの確認を行うとともに、万が一発生した場合の責任区分を明確にしておく必要がある。

受託システムの安定的処理の確保は、自社努力による取組みが可能であるが、売買注文の方法によっては、受託取引システムの負荷を高め、自社取引システムのみならず、取引所取引システムの負荷を高めて市場全体のシステム・ダウンのきっかけとなりかねない。

商品取引員における取引注文の受託方法については、「取引開始基準」等を設け、チュートリアルテスト等の実施により端末操作及び基礎知識等の確認を行うことが望ましい。当該テストを行うことによって、入り口部分において自己責任を喚起することができる。

（4）取引所システムの安定的処理能力の確保と不断の検証

市場参加者（委託取引を含む）における売買手法の多様化と会員における電子取引受託增加に伴う約定件数の増大等に対応する取引システムの安定性を確立・維持していくことが重要である。

会員システムの障害が取引所取引システム全体に波及しないよう、会員の受託取引システムとの遮断対策について確認するとともに(※)、システム障害が発生した場合の危機管理体制についての知識を取引所と会員において共有し、一定期間ごとに相互に検証していく必要がある。

(※)「平成14年度商品先物市場振興対策事業に係る事業報告」(日本商品先物振興協会)

現在のような取引所からの専用端末を用いた注文入力のような閉鎖的システムから、ISV等を利用したオープンシステムへの移行に関連してエラーが発生する場合が想定される。こうした場合において、取引所の専用端末の設置を義務付け、その範囲では取引所の責任とし、取引員やISVのシステムからのアクセスについては取引員が責任を持つ等EUR EXが採用する方法が参考となる。

(5) 市場取引監視システム

取引システムの安定的処理能力とともに、より重要なのは、電子取引に係る市場取引監視（マーケット・サーバイランス）体制の整備と拡充である。電子取引により、馴れ合い売買やあおり、買占め、玉締め等の不正取引が行われないよう、あるいは行われた場合の迅速な措置の発動ができるように、ITを利用した取引の監視体制の高度化、さらには、電子取引参加者に対する強制執行ができるよう諸規定の整備も必要である。

海外及び国内他業種からの取引参加の増大が見込まれることから、市場取引の監視については、内外の規制当局との情報交換により、IT時代にふさわしい監視システムに整備する必要がある。

(委託者未収金の発生を予防する工夫)

2. 委託者保護と受託者のリスク管理

(1) 電子取引顧客に係る取引の自己責任原則の確認

商品取引員は、適合性原則の徹底と商品先物取引に係る事前説明等による顧客の取引の自己責任意識の確認とともに、インターネット等電子取引を行うに際して必要な顧客の電子的情報処理能力についても取引の自己責任の視点から確認する必要がある。(※)

(※)「平成14年度商品先物市場振興対策事業に係る調査報告書」(日本商品先物振興協会)に

おいて、以下のように提言している。

『オンライン取引において市場利用者向けのチュートリアル（tutorial、利用者がオンライン取引をする前に義務付けられる訓練[簡単な試験]プログラム）を採用し、さらに先物取引に関するリスク開示文書等のオンライン開示の充実を図る。』

オンラインによる先物取引に係るリスク開示の充実と、他方で、それに関連する業務量の簡素化という、一見相反する課題を、チュートリアルという手段の利用により一挙に解決できる。オンライン上のチュートリアルの利用により、取引参加者に取引に伴うリスクを「知らせる」だけではなく「納得してから」取引に参加させるための有効な手段になる。』

（2）電子取引に係る受託リスク対応措置

対面取引においては、相場環境等の価格変動性の高まりに応じて、助言等により取引数量の縮小等や証拠金の追加預託請求等による担保力の強化が可能であるのに対して、電子取引顧客にあっては相場変動状況に比して相対的に過大な建玉リスクを抱え、結果として、委託者未収金となる場合が往々にしてある。また、ストップ時における取引の制約等から証拠金を超える損金（委託者未収金）を生ずるリスクがある。その回収については、通常の対面取引の委託者におけるよりも、電子取引顧客における場合の方が容易でない側面がある。こうした点に配慮して、取引開始基準等で特に、建玉割合を預かり証拠金の一定範囲に留める等の自衛措置が必要となる。

こうした受託業務リスクの観点と委託者保護の観点の双方から、電子取引受託においては、委託者取引に係る決済リスクの管理手法のあり方が重要である。

受託者としての委託者（取引先）リスクの管理は、委託者の損失負担能力（適合性）に応じた受託が前提であるので、取引本証拠金基準額を最低額とする現行の証拠金制度を活用して、リスクのある取引先については、厚めの証拠金の預託を求める等の工夫が必要である。受託契約準則上における取引証拠金制度の中で「できること」「できないこと」を明らかにし、電子取引に係る取引員と顧客との間の契約上において、双方のリスク管理について充実可能範囲を拡大することが必要である（※1）。

一方、取引証拠金制度等の制度的対応による工夫のみでなく、ストップロス注文のメニューの多様化を図り、指値注文によるストップロス注文に受託に加えて、

預かり証拠金をベースとしたストップロス注文の受託ができるようにすることが望ましい(※2)。

(※1) 証拠金に関する主要意見

- ・商品取引員が、電子取引の顧客に対し、弾力的な証拠金（追加の証拠金の請求基準を含む。）を設定できることについて、取引所の解釈を明らかにしていただきたい。
- ・電子取引顧客における委託者保護の観点ならびに委託者未収金の発生を防止する観点から、証拠金制度の弾力的運用が図られることが重要であり、これについて準則上も問題がないことをクリアにしておくことが望ましい。
- ・電子取引に特定することなく、証拠金制度の弾力的運用ができることについて受託契約準則において明示的に規定していただきたい。
- ・証拠金制度を考えるに当たっては、取引所としての市場管理上のリスクの観点と、取引員の取引先リスク（未収金発生リスク）とは峻別すべきである。準則上の証拠金は、取引所としての市場管理上のリスクをいかにマネジメントするかという発想に基づいて作られたものである。したがって、取引員の未収金発生リスクに配慮したものではない。取引員の受託リスクに関する証拠金については、取引員の裁量に委ねられている取引員証拠金（取引員が任意に設定する取引本証拠金）、あるいは委託者証拠金（委託者が任意に預託した証拠金）で手当てされているのであるから、その活用も含めて考える必要がある。
- ・電子取引において、必要最低限の証拠金だけで受託することは非常にリスクが高いので、取引員証拠金制度の活用をすべきである。
- ・準則に未収金発生リスクの観点を盛り込んでもいいのではないか。取引員証拠金が企業間競争の観点から機能しないのであれば、他の仕組みを考えてもいいのではないか。

(※2) 値洗損失が預かり証拠金額の一定額に達したら決済する等の事前のストップロス注文の受託は、現行法令では、包括的一任売買とみなされる恐れがある。

(3) 委託者の信用情報登録制度の導入

委託者未収金の回収について、電子取引顧客は、通常の対面営業の委託者に比べて、金額は比較的小額という側面があるものの、そのために回収が容易でないという側面がある。理由としては、電子取引顧客が全国的に分布すること、低廉な委託手数料であるために未収金回収がコスト的に見合わないこと、電子取引顧客においてコスト的に合わないことを見越して故意に未収金を放置している委託

者もいると推測できること等から、電子取引による受託を行う取引員として一致して自衛する必要がある。

相場によって生じた債権債務は、確実に履行される必要がある。委託者口座を開設する際に、相場上の債権債務の不履行経歴を有する顧客は、市場取引不適格者として契約から排除されなければならない。商品先物取引において債務不履行の経歴を有する者についての登録・照会ができる「電子取引顧客信用情報制度」を導入することが適當である。

適合性原則の実効性の確保及び商品先物取引に係る相談業務との関連から、日本商品先物取引協会（日商協）が個人情報保護法に基づく「認定個人情報保護団体」としての認定を受け、当該信用情報に係る登録及び照会を受けることが望ましい。これについて、個人情報保護法の見直しの状況や他業界の信用情報登録制度の現状を踏まえ、その時期等を慎重に考慮する必要があるが、日商協を認定団体とすることについて、消費者サイド等から、勧誘拒否者の情報の登録についても議論が出てくる可能性があることに配慮すれば、慎重に対応する必要があるという意見もある。

しかし、委託者の苦情・紛議の履歴に係る情報に係る登録・照会制度とは切り離し、取引損金等の債務を履行しない委託者に限定して信用情報の登録・照会制度を導入することについては、問題がないと考えられるので、先行的に導入すべきとの意見が強くある。

（ネット取引による市場の厚み・流動性増大策）

3. 電子取引の普及を前提とする市場振興策について

（1）市場参加チャンネルの多様化

市場取引に係る受発注業務等ブローカー業務の大半は自動化されるが、顧客の適合性審査、取引の適合性を含めた投資相談業務、取引規模による受託者リスク等を考慮した場合、全てを完全に電子化することは、事業リスクもあり受託者にとって合理的とはいえない。

これについて、IB制度の導入等がなされれば、コールセンター業務・助言業務・受注業務等を分離し、アウトソーシング化が可能となり、事業リスクの軽減が可能となる。なお、現行の取次ぎ制度の活用の方途もあるが、純資産額規制比

率、法定帳簿の作成、委託者への売買報告等において、取次取引員の負担は受託会員と変わらず、取次取引員になり手がない（参入の魅力に欠ける）。また、取次委託者の管理は、取次取引員一括のオムニバス勘定として管理するため、取次ぎ委託者の取引内容の把握が困難である。

（2）売買注文執行等の公平性・迅速性

市場参加者間の取引の公平性を確保する上で、市場情報利用の平等・公平性は重要である。会員取引と委託取引との間における売買注文執行等における公平性・迅速性を考える上で、市場参加者間で市場情報に係る情報の偏在は極小化する必要がある。

商品市場における取引の情報について、市場会員と一般委託者との間の情報格差をなくし、公平な情報提供がなされることが求められる。建玉情報や大口取引に係る情報等の取引結果（損益）に影響を与える情報については、平等に開示・利用されることが望ましい。

情報開示に当っては、市場の特性である取引の匿名性に留意して開示される必要がある。（※）

（※）平成14年、平成16年の協会要望に留意する。

（3）夜間取引実現に向けての検討課題（値幅制限、証拠金制度、清算制度その他）

夜間取引の導入については、現在の電子取引顧客（主として個人）のニーズと海外の市場参加者（ＩＳＶ経由委託者等）のニーズを踏まえ、通常の対面営業に係る取引への影響に配慮し、総合的に検討を行うことが望ましい。

近時の国際的な市場争奪競争が取引のＩＴ化を前提とした顧客ニーズの取り込みにおいて展開され、欧米における夜間取引がアジア市場のビジネスアワーに焦点を合わせていることも考慮すると、わが国の取引所の取引システムの利便性の向上とあわせて、夜間取引の導入は避けて通ることはできないと考えられる（※）。

導入検討においては、場勘決済等のクリアリングのあり方とクリアリングメンバーの要件、証拠金制度や値幅制限等日中の取引との関係等、制度的に乗り越えるべき課題と取引員にとって克服が必要な課題等を明確にし、着地点を見定めて進めていくことが適当である。

取引員経営の中心は、現状、対面営業が主流であり、そうした実態を無視して

電子取引中心の視点からのみで導入できるわけではないので、導入に当っては相応の配慮が求められる。

(※) 海外主要取引所の夜間取引の出来高は少なく流動性が低いという見解と、十分な流動性があるという見解と見解が別れた。夜間取引の割合が日中の取引の 10%から 16%であることについての見方によるものであるが、夜間取引数量が COMEX 金 17 万枚、 NYMEX 原油 15 万枚は、東京工業品取引所と対比すると流動性が低いとの見方は必ずしも言えないであろう。

(4) 取引所による ISV 育成

取引電子化を果たした取引所は、 API (Application Program Interface) を公表し、情報ベンダー及び ISV (Independent Software Vendors) など独立のサービス・ベンダーの参画を促がしていくことにより、より利便性の向上を図ることが求められる。

広く世界からの日本の商品市場へのアクセス参加という日本の商品先物業界の長年の課題を、ほとんど費用を掛けずに促進する手段になる。また、今後、スプレッド取引、裁定取引、オプション取引等の進展に伴い注文執行戦略、クリアリング業務等が複雑化、高度化し、それに対応するシステム整備も技術及びコストの両面で負担が一層増加するので、取引所及び仲介業者が各個で対応するよりも、独立系のベンダーを利用し、あるいはアウトソーシングできる便宜を提供することがコストの面でも効率的であり、技術面でも有利で、日本の商品先物市場の発展にも寄与する。

尚、ISVを利用したオープン・システムへの移行後に、万一、エラー等のトラブルの発生した場合の責任問題については、ユーレックス (Eurex) が採用している責任区分（取引所の専用端末の設置を義務付け、その範囲では取引所の責任とするが、FCMやISVのシステムからのアクセスについてはFCMやISVが責任をもつ）が日本市場にも参考になる。(※)

(※) 「平成 14 年度商品先物市場振興対策事業に係る事業報告」(日本商品先物振興協会)

(5) 市場取引監視システムの拡充

電子取引の普及を踏まえ、電子取引に係る市場監視（マーケット・サーベイランス）体制の整備と拡充を図る。

オンライン取引の進展により、従来日本の商品市場に参加していなかった海外及び国内他業種からの参加の増大が予想されるところから、市場の監視についても、ITを利用した高度化が必要になる。具体的には、欧米の取引所及び監督官庁（例えばCFTCまたはSEC）はすでに様々な工夫を凝らした市場監視システムを開発済みで利用しており、これらとの情報交換により、日本市場のマーケット・サーベイランスもIT時代にふさわしいものに整備する必要がある。（※）

（※）「平成14年度商品先物市場振興対策事業に係る事業報告」（日本商品先物振興協会）

（6）その他

① インターネットにおける商品先物取引の啓蒙・宣伝について

主要なポータルサイトにおいて商品先物の価格情報を掲載するよう、先物協会として働きかけを行っていくことが望ましい。

② インターネット取引に係る統計作成・公表について

電子取引規模の推移は、電子取引受託システムと取引所の取引システムの信頼性の指標となるので、業界関係機関において、定期的に調査し、結果を公表することが望ましい。一般論として、メディア、アナリスト、シンクタンク等が業界に関する客観的・多面的なデータを得られるようになることを通じて、一般消費者への認知・社会的信用の醸成が可能となる。統計的資料の整備が行われることによって、法改正の効果、各社の取組状況の成果、振興策等に対する効果の見極めも明確となる。

電子取引に限定せず、制度改正、税制改正等の要望の際には、要望の根拠・裏付けとなる統計資料が必要であることから、業界全体の動向に係る統計資料の整備を進めていくことが必要である。

電子取引受託を採用する取引員にあっては、統計資料が作成されることによって、より精緻な経営企画、マーケティングが可能となり、無駄な経営コストの発生を防止することができる。また、資金調達の際等の根拠データ作成ニーズや機関投資家等、業界分析・事業分析を行う株主のニーズに応えることができる。

③ I T 化時代の外務員の役割の見直し

ネット取引の進展する中で、登録外務員の役割について、対委託者との関係においてどのように位置づけるのか、位置付けられるべきか、ネット取引採用の商品取引員の登録外務員から、照会がある。

これについて、部会では、商品取引責任準備金の積立て義務との関係で、ネット取引は、役職員の違法不法行為の介在余地がない取引として、外務員の介在を念頭に入れた問題提起を行わず、また、議論をしなかった。外務員自身が当該会社経営者に対して解答を求め、また、経営者が当該会社の経営戦略の中で明らかにする事項であろう。受託の勧誘から契約締結、口座開設、取引、口座清算等の各社の営業の一連の流れの中で、ネット委託者、対面営業の委託者を問わず、委託者ニーズに応えるあり方の中で、各社が方向を見出すべきものであり、そのことは各社のビジネスモデルの形成に關係することである。

I T 化時代の外務員の役割について言及できなかつたので、一般論としての考え方について、参考として、「平成 14 年度商品先物市場振興対策事業に係る事業報告」（日本商品先物振興協会）の抜粋を掲げておきたい。

〈参考 1〉 電子取引開始の経緯

商品取引員における電子取引サービスは、小口取引顧客の利便性、外務員等営業に介在させてほしくない等の顧客ニーズから、当初は「通信取引(郵便取引、電話取引等)」によりスタートした。これらが、I T 化の進展により、利便性追求から今日のインターネット等電子取引として定着してきたものである。したがって、小口の取引をしたい顧客、外務員に干渉されずにマイペースで取引したい顧客が中心であり、商品取引員においても、その対応について外務員営業では収支が合わないため、調査部や企画部等の内勤社員が片手間に行っていた。日本証券業協会において 1985 年に導入された「証券アンサー・システム」をきっかけとするホームトレード・サービスが、パソコン取引からインターネット取引等へとネット取引主流となり始める 95, 96 年ごろから取引員においても数社が導入するようになったというのが経緯の概要である。

正面からの取り組みが始まったのは、先行的に手数料の自由化対象と決定した 1999 年改正法の施行前後からといえる。オンライン取引は、営業外務員の介在しないこと、マイペース取引であること、小口取引でも取引できること、顧客の所在地に関りなく取引できること等の顧客ニーズを基本に開始されたことは、忘れられてはならない。今日のインターネット取引等電子取引の根底にあ

る顧客ニーズでもある。

(参考2) IT化時代の外務員の役割の見直し

商品取引員において、IT技術と営業実務と共に理解できる人材育成体制を充実させ、システムの一層のセキュリティ対策とコストパフォーマンスの向上を図っていくことが求められる。

IT化進展に伴う一般的な課題であるが、ITと取引実務の両方を理解した人材の育成確保は、欧米でも最重要課題と認識されており、日本においてもシステム部門の重要性の理解と充実が必要である(※1)。米国において、仲介業者(IB)制度とIT取引との組み合わせで、伝統的商品取引員が証券・金融系業者をしおぐビジネス展開を行って受託業務上位に進出してきた事例が紹介されており(※2)、今後の新たなビジネスモデルの構築の上で、参考となろう。

(※1)「平成14年度商品先物市場振興対策事業に係る事業報告」(日本商品先物振興協会)

(※2) FUTURES INDUSTRY 06年3,4月号(R.J.O' Brien Strategy:Leveraging Expertise In Futures)

参考1

14先物振興発第18号

平成14年3月28日

社団法人 全国商品取引所連合会

会長 中澤忠義 殿

日本商品先物振興協会

会長 二家勝明

市場取引の匿名性の確保（過度な情報開示の見直し）について（要望）

標記のことにつきまして、現在、商品取引所が掲示している総取組高について、市場参加者間における情報の公平性と市場取引の匿名性の確保の観点から、その掲示時期及び掲示内容について見直しをしていただきたく、別紙のとおり要望いたしますので、その実現方につき、格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。掲示の時期及び掲示の内容についての具体的方向につきましては、制度政策委員会で詰めた上でご提案申し上げます。

なお、農林水産大臣及び経済産業大臣に対しましても、本要望についてご理解を賜りますよう、書面によりお願ひいたしましたことを申し添えます。

以上

[別紙]

市場取引の匿名性の確保（過度な情報開示の見直し）について

1. 要望の内容

商品取引所が営業日ごとの総取組高を商品の種類別、会員別（商品取引員にあっては委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）、限月別及び売買別に区分し、これを同日またはその翌営業日に当該取引所の市場に掲示することとなっていることについて、掲示時期及び掲示内容を見直すこと。

2. 理由

- ① 証券・金融市場においても、また、海外市場においても、営業日ごとの総取組高を商品の種類別、会員別（商品取引員にあっては委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）、限月別及び売買別に区分（以下「手口」という。）し、市場に掲示することの事例はない。市場参加者の手口についての掲示は、わが国商品先物市場に特有の市場内部要因に基づく取引の原因となっている。このことが、市場直接参加者と委託者との間の情報の偏在（ギャップ）により、情報についての公平性を欠いているとされる。
- ② わが国商品先物市場に特有の手口についてのリアルタイム掲示又は即日ないし翌日掲示については、当業的参加者や商品ファンド等大口取引者、海外の当業者等から、市場取引の匿名性を損ない、市場取引への円滑な参入・退出を困難にし、流動性を阻害していると見られ、わが国商品先物市場への参加が進展しない大きな理由の一つとなっている。これらの取引主体の市場参加を容易にするため、手口情報の掲示方法を改める必要がある。
- ③ 市場取引監視と市場管理の観点からしても、会員毎に毎日の取引状況について取引所並びに主務大臣への報告が義務づけられており、手口情報の掲示は本来必要なものである。しかし、市場取引仲介者である商品取引員の誠実執行原則の履行の状況を見るために開示が必要というのであれば、一定期間経過後に手口情報を開示することによって十分に応えうる。
- ④ 手口情報のリアルタイム掲示又は即日ないし翌日掲示を中止することにより、市場内部要因を材料とする売買高の減少があるとしても、インサイダー情報まがいの情報提供や風評、取引員経営に係る憶測等の横行を排除でき、市場取引の信頼性の

向上に寄与すると考える。

3. 総取引高等の掲示及び公表等の現状

① 総取引高の掲示

商品市場における取引への参加者に対する取引の判断材料の提供を主たる目的とし、これにより商品の価格形成の公正を確保しようとするものである。

法律上は、各場所ごとに掲示する必要はなく、総取引高について上場商品別・限月別に掲示する必要もない。

しかし、実務上は、営業日ごとの総取引高については、上場商品構成物品ごとに、会員別、限月別、取引別に区別して掲示し、受託会員の未決済の自己玉も掲示することとなっている（東京工業品取引所業務規定44条、東京穀物商品取引所業務規定158条）。

② 相場表の公表

商品取引所の相場が国民経済上有する重要な機能を考慮し、その日の立会い終了後に相場表を一般に公表することにより、取引関与者に翌日以降の取引の判断材料を提供するとともに、商品市場における取引の状況を広く国民に開示することにより、商品の価格形成の公正を確保しようとしている。

①の総取引高等の掲示とあいまって、法第1条の目的の達成を期している。

なお、法律上の義務づけは、最高値、最安値・終値だけであり、始値を公表する必要はなく掲示と異なり、総取引高の公表も必要ない。

③ 掲示と公表

公表とは、すべての者が接近可能な状態で発表されるものでなければならず、取引所の会員に対してのみ明らかにし、その他の者は会員を通じて初めてそれを知りうるようなものは公表とは言えない。

また、掲示であっても、商品市場の内部ではなく、一般人が自由に出入りすることができる取引所の内部の目につきやすい場所に相場表を掲示すれば、法的には公表したということになる。

④ 相場及び取引高報告書の提出等

主務大臣の監督権限の効果的な施行の確保のため、商品取引所は、主務大臣に対して、商品市場における取引の状況に関する報告書を提出することが義務づけられる。

第一は、毎日及び毎月の相場および取引高報告書の作成と提出（施行規則13条）であり、第二に、大口建玉の報告である。

特定の会員の自己玉の数量が、商品市場毎に主務省令で定める要件に該当する数量（例えば東京工業品取引所の貴金属市場では500枚、東京穀物商品取引所の農産物市場では1800枚）を越えることとなった場合、その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなった場合には、遅滞なくその旨を主務大臣に報告しなければならない（法86条2項）。

【参考】取引の情報開示に係る根拠法等

[参考1. 商品取引所法関係]

(商品取引所法)

第85条（総取引高等の掲示及び公表）

取引所は、その開設する商品市場における毎日の総取引高及び取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指数（以下「約定価格」という。）をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額又は約定価格等を表示する相場表をその日に公表しなければならない。

(取引所業務規程——東京工業品取引所業務規程の抜粋——)

第29条（気配表示）

本所は、取引の成立を促進するため、売買注文の状況を気配状態として会員端末に表示して、会員に周知するものとする。

第36条（相場情報の公表）

本所は、注文状況、約定状況、相場表その他取引の締結に必要な相場情報を公表するものとする。

第44条（総取組高表の公表）

本所は、営業日ごとの総取組高については、上場商品構成物品ごとに、会員別、限月別及び取引別に区分し、ゴム市場及び綿糸市場においては、その翌営業日に、貴金

属市場、石油市場及びアルミニウム市場においては、当該営業日に本所の市場に掲示するものとする。

2 本所は、受託会員の自己の計算に係る未決済の約定については、前2項の規定に準じて掲示するものとする。

第85条（掲示事項）

本所が別に定めるもののほか、以下の事項を市場に掲示するものとする。

(1)～(15) (略)

(16) 毎営業日の総取引高、約定価格、最高価格、最低価格及び最終価格

(17) 毎営業日の帳入値段

[参考2] わが国証券取引所の掲示、公表等について

○総取引高・成立価格・約定指標・約定数値の掲示、相場表の公表

証券取引法第122条において、成立価格等の掲示（1項）及び相場表の公表（2項）について定めている。

(1) 総取引高等の掲示

証券取引所は、有価証券市場における毎日の総取引高および上場有価証券等の銘柄別に毎日の有価証券の売買取引の成立価格、有価証券指標等先物取引の約定指標および約定数値ならびに有価証券オプション取引の成立した対価の額を有価証券市場に掲示しなければならない。この掲示は、会員および会員を通じて取引を委託する投資者に周知させるためのものである。

(2) 相場表の公表

証券取引所は、上場有価証券等の銘柄別に毎日の最高、最低および最終の価格、約定指標、約定数値および対価の額を表示する相場表を毎日公表しなければならない。この公表は一般に対して行われるが、その方法は特に定められていない。公表された相場は、一般投資者、会社、金融機関などにとって財産評価、担保価格評価、課税上の財産評価などの基準となるものであり、経済界において重要な意味を有する。

○相場および取引高報告書の提出（123条）

証券取引所は、その開設する有価証券市場における毎日および毎月の相場および取引高報告書を作成し、財務大臣に提出しなければならない。財務大臣が証券取引所の

市場に対する監督を行使するのに必要な資料を入手できるようにするためのものである。

[参考3] 米国における取引状況の公表について

米国においては、商品先物取引委員会（CFTC）規則において、取引所に対する情報の公表の義務化を規定している。

情報の公開は、(1)取引数量と未決済契約量、(2)相場情報、追加的情報となっている。

取引数量及び未決済契約数量は、商品別、限月別となっているが、会員別取引員別ではなく、市場参加者全体の総量である。

公表の方法は、公表のなされた翌営業日までに、商品取引所の事務所及び立会場において、印刷された形でかつ無償で報道機関及び一般大衆に容易に利用できるような状態になっていることが求められる。

CFTC規則第16.00条　(清算会員毎の売買状況のCFTCへの取引所報告)

清算会員毎に、先物取引については商品別、限月別、オプション取引については、資本主勘定、委託者勘定別、プットとコール別、満期及び決済価格別の情報を各営業日毎に報告書を提出する。

(a) 報告書作成時点で存在するすべての売りの取組高総計、買いの取組高総計

報告書の作成基準日中の売買高

売買中の売りの未決済玉数量及び買いの未決済玉数量

現物取引に関する取引された買い方取引数量及び売り方取引数量、その他

(b) 報告の形式及び方式

報告書提出時期及び場所

(情報の属する日の翌営業日に、所定の形式と方式で、当該地域管轄の委員会に

提出)

CFTC規則第16.01条　(取引高、取組高及び相場の公表)

(a) 取引高及び取組高（未決済契約）

(b) 相場

15先物振興発第68号

平成15年10月29日

社団法人 全国商品取引所連合会

会長 森 實 孝 郎 様

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝 明

市場取引の匿名性の確保について

標記の件につきまして、商品取引所が掲示している総取組高等の掲示時期及び掲示内容等情報開示のあり方について、市場取引に係る信頼性確保の観点、市場の利用コストの観点等から、見直しをして頂きたく要望いたします。

平成14年3月28日付けをもって、貴連合会に、要望したところであります、海外からの市場参加者や商品ファンド等機関的利用者、当業的委託者等からの取引員への要請もあり、改めて要望する次第です。

以上

市場取引の匿名性の確保に係る要望について

1. 要望の内容

商品取引所が毎営業日ごとの総取組高を商品の種類別、会員別（商品取引員にあっては委託者の建玉と自己の建玉の別）、限月別及び売買の別に区分し、これを取引限月の取引が行われている同日またはその翌営業日に当該取引所の市場に掲示することとなつてることについて、掲示時期及び掲示内容等情報開示のあり方を見直しすること。

この見直しにより、市場取引の匿名性を確保し、期近限月取引等における価格形成をゆがめる懸念を払拭すること。

2. 理由

① 現行の総取組高等の掲示内容は、建玉制限のあり方を利用した事実上の売り崩し、買い占めを容易にしている。

先限から当限に移行するに連れて、建玉制限は段階的に強化される仕組みの建玉規制であるために、市場参加者は、期近限月への移行前後における取引限月別、売り買い別、取引員自己・委託別の建玉状況を、市場掲示によって知りうるために、市場情報に近い市場参加者ほど、事実上の玉締め（スクイーズ）が行い易くなっている。

② また、市場会員、商品取引員毎に掲示されるため、ヘッジ玉か投機玉か等の市場利用の目的（筋）が明らかにされて、ヘッジ目的の市場参加者のヘッジ効果を低めるとともに、利ざや目的の市場参加者にとっての投機効果を薄めている。このために、市場参加者の市場利用コストを高める結果となっている。

③ 市場会員や商品取引員、仕手筋等市場掲示に早く接する、市場に近い市場参加者に情報が偏在することになるため、一般委託を含む委託取引を極めて不利な状況に置く制度となっている。

現行の内容での総取組高の掲示は、取引上において、市場管理措置に精通した市場参加者と対比して相対的に、一般委託者を不利な立場に置いている。

④ ヘッジ玉や商品ファンド玉、海外玉等比較的大口の取引の市場参加者についての売買の動向が、取引員自己・委託別、売買の別で、現行の総取組高の掲示によって、建玉方針（筋）を読むことを可能とするために、そうした市場利用者にとって、円滑な市場参入と市場退出（建玉と仕切り決済等の売買）を阻害する結果となっている。大口の委託取引による市場参加者は、このため、複数の商品取引員に玉を分散させる等

を要するため、これらの市場利用コストを高めている。

- ⑤ 市場参加者の取引を、高い安いの判断でなく、誰々が売るから売る（誰々が買うから買う）といった市場の内部要因に基づく売買取引を誘引する結果となっている。

こうした市場内部要因による売買取引傾向が、仕手筋や商品ファンド筋等の動向等インサイダー情報まがいの情報提供や風評を跋扈させ、市場の担い手である商品取引員経営に係る憶測等を横行させ、市場取引の信頼性を損なう原因ともなっている。

- ⑥ 現行の総取組高に係る市場掲示等情報開示のあり方は、当限、期近限月における市場の流動性を阻害するばかりでなく、腕力相場の助長につながりかねないものとなっている。その結果として、暴騰暴落を引き起こし、同一上場商品について、東西の取引所において暴騰と暴落の相反する相場を示現させて、現物市場との価格の乖離を際立たせ、商品先物市場の相場に対する信頼性を損なう要因の一つとなっている。

- ⑦ 取引員と委託者の利益相反に係る透明性確保の手段としての情報開示については、期近限月取引に影響を与えない一定期間経過後の開示によっても十分可能である。

以上、市場取引の信頼性、市場の利用コスト、委託者保護等の各観点から、総取組高の掲示時期および掲示内容等情報開示のあり方について見直しを行い市場の匿名性の確保をしていただきたい。

電子取引普及部会における意見の整理

(2006.2.21 第5回部会資料)

1. 「インターネット取引」の定義

商品市場における取引に係る「インターネット取引」の定義について、以下のとおり整理した。

「インターネット取引」とは、商品取引員のコンピュータと委託者のコンピュータ又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、以下の処理が行われるものという。

- ① 委託者による商品市場における取引の委託（売買の注文）
- ② 商品取引員における注文の受理、及び集計又は執行
- ③ 商品取引員において注文が受理されたことの表示又は通知
- ④ 商品市場における注文執行結果の表示又は通知
- ⑤ 建玉及び値洗い状況の表示又は通知

2. インターネット取引ガイドラインの制定について

「インターネット取引」に係る業務の健全性及び適切性、並びにシステムの安全性及び信頼性を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、その普及・利用の促進に資するため、日本商品先物取引協会での「インターネット取引ガイドライン」の制定を求めていくこととした。

3. インターネット取引に対する商品取引責任準備金の適用について

別紙「資料2」

4. システムの信頼性の確保

【委員からの意見】

- ・インターネット取引顧客の売買注文方法のみならず、会員端末における売買注文入力状況等によっては、取引所システムの負荷を高め、システム・ダウンを招来することになるので、取引員のシステムと取引所のシステムとの間の定期的接続テスト等によって点検し、双方においてシステムの信頼性を確保することが必要と考える。
- ・取引員のシステムと取引所システムとの接続テストについて、
 - ① 前月末までの申請を随時申請に改め、利用の容易化を図ってほしい。
 - ② テストの利用料金を弾力的に設定する等、コスト低減により利用頻度を高めてほしい。

(なお、本意見は特定取引所への意見であり、取引所システム全体に係るものではない。)

【取引所からの意見】

- ・東京証券取引所で起きた誤発注のような事例は起こり得ない。システム上、基準値から極端に乖離した価格での注文は成立しないようになっている。
- ・「システムの信頼性」は、もっと広義の意味として捉えるのが適当である。

【主務省からの意見】

- ・取引員におけるシステムの不具合が取引所システム全体に影響を及ぼすリスクを皆無とするため、東京証券取引所のシステム・ダウンの事例に鑑み、この機会に検証することにより万全を期しておくことが求められる。

5. 委託者未収金の発生防止のための施策の導入

(1) 委託者の信用情報登録制度の導入

【委員からの意見】

- ・取引損金等の債務を履行しない委託者に係る信用情報を個人情報保護法に基づく「認定個人情報保護団体」に登録し、商品取引員が当該情報を照会できる制度を導入していただきたい。
- ・商品先物取引は、ストップ時における取引の制約等から証拠金を超える損金が生ずるリスクがあり、委託手数料が低廉化しているインターネット取引においては、未収金の発生が取引員経営の圧迫要因ともなることから、クレジット業界と同様の信用情報登録制度の導入が必要と考える。
- ・適合性原則の実効性の確保及び商品先物取引に係る相談業務との関連から、日本商品先物取引協会（日商協）が個人情報保護法に基づく「認定個人情報保護団体」としての認定を受け、当該信用情報に係る登録及び照会を受けることが望ましい。
- ・取引損金等の債務を履行しない委託者に係る信用情報の登録・照会制度については、委託者の苦情・紛議の履歴に係る情報に係る登録・照会制度と切り離し、先行的に導入してほしい。

【主務省からの意見】

- ・導入を進めるにあたっては、個人情報保護法の見直しの状況や他業界の信用情報登録制度の現状を踏まえ、その時期等を慎重に考慮する必要がある。また、消費者サイドから、勧誘拒否者の情報の登録についても議論が出てくる可能性があることも考慮する必要がある。
- ・取引損金等の債務不履行に係る情報の共同利用と、苦情・紛議の履歴に係る情報の共同利用は、法的に本質的な差異があるものではないので、同じレベルで考える必要がある。

(2) 証拠金制度の弾力的運用について

【委員からの意見】

- ・商品取引員が、ネット取引の顧客に対し、弾力的な証拠金（追証拠金の請求基準を含む。）を設定できることについて、取引所の解釈を明らかにしていただきたい。
- ・ネット取引顧客における委託者保護の観点ならびに委託者未収金の発生を防止する観点から、証拠金制度の弾力的運用が図られることが重要であり、これについて準則上も問題がないことをクリアにしておくことが望ましい。
- ・制度的な対応に依存するのみでなく、ストップロス注文の励行等、取引員においても対応可能な工夫を行うことにより未収金発生防止に取り組む必要がある。
- ・電子取引に特定することなく、証拠金制度の弾力的運用について受託契約準則において明示的に規定していただきたい。

* 証拠金制度のあり方については、他の部会における議論も踏まえ、別途、総合的な検討を行うこととしたい。

【論 点】

1. 商品取引員が、「取引員証拠金」として任意に取引証拠金の額を設定することとした場合、追証拠金の発生基準、請求基準はどの時点か。その場合、建玉処分権は有するか。
2. 取引本証拠金基準額を上回る額を商品取引員が設定したとしても、値洗損が取引本証拠金基準額の2分の1を超えたときに、余剰額があるからとして追証拠金の差入れを要しないとしてしまうと、相場が一方向に連續して動いた場合は、基準額の2分の1を下回るまで追証の預託を要しないこととなり、結局、未収金防止にはつながらない。
3. 値洗損が取引本証拠金基準額の2分の1になる前に取引員が委託者に対して追加資金の預託を請求すること、及び預託されない場合の建玉処分権について、準則の規定によらず（「追証」という名目でなく）、「特約」により対応することは可能か。
4. ロスカット契約は効果的であると考えられるが、複数の商品を取引している場合に、個々の商品の相場でなく、トータルの値洗損を把握してロスカットを的確に行なうことは困難ではないか。また、省令に禁止行為として規定されている「包括的な売買指示」に該当するのではないか。
5. 海外においては、追証の請求ラインについての規制はない。証拠金の本質は、FCMが自らリスクを回避して健全な経営を保ち、かつ、市場機能に影響を及ぼさない財務の確保にあると理解されている。

6. 市場情報提供のあり方の見直し

【委員からの意見】

- ・商品市場における取引の情報について、市場会員と一般委託者との間の情報格差をなくし、公平な情報提供がなされるようにしていただきたい。
- ・市場会員と一般委託者との間には、建玉情報や大口取引に係る情報の格差がある。取引結果（損益）に影響を与えるこれらの情報については、平等に開示・利用されることが望ましい。

【参考】商品ファンド・海外受託促進部会におけるとりまとめ

1. 大口注文情報や建玉情報について、市場会員と他の市場参加者との間の情報格差をなくし、公平な情報提供がなされるようにしてほしい。
2. 総取組高については、市場参加者属性別に開示する等、グローバルスタンダードに合わせることが望ましい。

会員ごとの建玉情報や大口取引に係る情報の開示は、市場参加者の取引手口を明らかにしてしまうため、特にファンド玉が、パフォーマンスの低下を懸念して市場参入を敬遠する要因となっている。

これらの情報から他の市場参加者の売買動向を見て行われる市場内部要因の取引が、商品市場の公正な価格形成を歪めることも配意すべきである。

① CFTCにおける建玉情報の開示

米国の商品先物取引委員会（CFTC）は、CFTCが定める一定レベル以上の建玉について、コマーシャル（ヘッジ玉）とノン・コマーシャル（ヘッジ玉以外）に区分し、毎週火曜日のそれぞれの売建玉と買建玉、ノン・コマーシャルについては売・買同数の建玉と片建玉（売・買）を金曜日（3営業日後）の午後3時30分に開示している。（市場参加者ごとの建玉情報は開示していない。）

② 「短中期ビジョン」における整理

「市場取引の監視機能の強化を前提として、市場参加者の匿名性保持のため板情報の開示内容等について見直し、大口取引や海外からの取引参入に伴うマーケットインパクトを極小化すべきである。委託玉や自己玉の取組高・出来高等の開示は、市場内部要因の取引を増幅させ、価格形成をグローバルスタンダードと乖離させるものとなる。」

7. システムの利便性の向上

【委員からの意見】

- ・板寄せ取引の拡大を図るために、取引所システムと会員システムを直接結ぶことが必要である。また、ISVシステムとの接続もできるようにすることが望ましい。
- ・現在、受付及び発注担当者を置いている板寄せ取引について、取引所と会員のシステムが直結されれば、バックオフィス部門の効率性も向上させることが可能となる。

8. ISVの利用促進について

【委員からの意見】

- ・ISV経由による受託について、以下の理由から、商品取引責任準備金の適用及び取引所会費の算定方法について検討を行い、市場利用コストの軽減を図っていただきたい。
 - ① ISV経由による低廉な受取手数料に比べ、受託コストを過重なものとしていること。
 - ② ISV経由の取引においては、外務員が介在しない等商品取引事故の発生のおそれがないこと。
- ・機関的市場参加者については、商品取引責任準備金や取引所定率会費は手数料価格への転嫁が困難であり、これらのコスト軽減が必要と考える。
- ・現状のISV利用者は、勧誘を必要としないプロであり、事故は発生しない。
- ・ISVは残玉情報等がないため、当業者や一般委託者の利用には不向きである。共通で使用できるミドルシステムの構築を検討する必要があるのではないか。

【主務省からの意見】

- ・ISVは外務員が絶対に介在しないか。勧誘に関与することがあるのではないか。
- ・プロからの受託であるからトラブルが発生しないということか。であるなら、委託者の属性に着目する必要があるのではないか。

【取引所からの意見】

- ・ISV経由の取引は注文の数量が大きく、また、注文の取消し等があるので取引所のシステムに対する負荷が高い。コストの中でも最大の費目であり、会費の引下げは難しい。

9. 税実務の対応円滑化

【委員からの意見】

- ・手数料自由化に伴い、手数料が委託者のコストとして認識される時期の変更、

決済とは別個の手数料の設定がなされており、取引の決済ごとの委託手数料を記載する「商品先物取引に関する調書」について見直しをする必要があると考える。

【主務省からの意見】

- ・委託手数料の調書への記載については、租税特別措置法施行規則で定められていることから、税制要望事項とする必要がある。

10. 夜間取引について

夜間取引の導入については、以下の点を踏まえ、別途、総合的な検討を行うことしたい。

- ① 24時間取引とするのか。ナイトセッション方式とするのか。
- ② 夜間取引のニーズ（インフラ、受け皿）
- ③ ポジションのオーバーナイト・リスクの回避効果
- ④ 取引員経営における費用対効果の観点
(関係部門の人員体制。対面取引の委託者からの受託体制の整備等。)
- ⑤ 流動性の確保（流動性が低い場合、少量の取引で価格操作が可能。）
- ⑥ 日中の値幅制限の拡大による対応
- ⑦ 証拠金制度（所謂「取引員証拠金」制度の活用等）
- ⑧ ロスカットルールの導入、追証のT+2の導入

【導入推進からの意見】

- ・海外主要取引所の夜間取引の出来高は十分な流動性があるといえる。夜間取引が公正な価格形成を阻害しているとは言えない。
- ・流動性のある夜間取引市場を持つことにより、アジア諸国のプライシング・ニーズに応えられる。あるいは、プライシング・ニーズの喚起につながる。
- ・例えば金の場合、日本でナイトセッションを行えば、ロンドン市場の動きによる価格変動リスクに対応できる。(日中の主な価格変動要因は為替であり、ボラティリティーは通常、低い。)
- ・海外市場との裁定取引の活発化。
- ・サラリーマン等、日中に仕事をしている者の取引参加の拡大。
- ・海外からのヘッジ取引の流入。あるいは、海外市場との分散投資での利用。
- ・海外顧客の獲得(I SVの採用)。海外の基幹マーケットからの資金流入の促進。

【慎重な検討が必要とする意見】

- ・海外主要取引所の夜間取引の出来高は少ない。(流動性が低い。)
- ・値幅制限の拡大によって日中にポジションを解消できればオーバーナイト・リスクにさらされずに済む。

11. IB制度、代理店制度の導入について

IB制度、代理店制度について、以下の観点を踏まえ、別途、総合的に検討していくこととしたい。

【委員からの意見】

- ① 市場の流動性の確保(取引員の多様なビジネスモデルの実現。新規参入の促進。)
- ② 事業リスクの分散、経営コストの低減
 - コールセンター業務、助言業務、受注業務等の分離（アウトソーシング等）
※「事業リスク」とは、例えば、行政処分を受けること等。
- ③ 現行制度の問題点
 - ・取次業務を行う業者（取次者）の経営コストの高さ。
(例：委託者に対する売買報告に係るコスト)
 - ・取次者から受託取引員へはオムニバス・アカウントで注文が出されるので受託取引員からすると、取次者の個々の委託者の属性等を把握することが難しい。
(米国のIBの業務は、末端顧客をFCMに紹介することなので、FCMは末端顧客の属性等を把握できる。)

12. インターネットにおける商品先物取引の啓蒙・宣伝について

【委員からの意見】

主要なポータルサイトにおいて商品先物の価格情報を掲載するよう、先物協会として働きかけを行っていくことが望ましい。

13. インターネット取引に係る統計作成・公表について

【委員からの意見】

- ・制度改正、税制改正等の要望の際には、要望の根拠・裏付けとなる統計資料が必要であることから、電子取引に限定せず、業界全体の動向に係る統計資料の整備を進めていくことが望ましい。
- ・統計資料の作成により、精緻な経営企画、マーケティングが可能となり、無駄な経営コストの発生を防止できる。
- ・資金調達の際の根拠データとなる。
- ・機関投資家等、業界分析・事業分析を行う株主のニーズに応える。
- ・メディア、アナリスト、シンクタンク等が業界に関する客観的・多面的なデータを得られるようにすることを通じ、一般消費者への認知・社会的信用の醸成が可能となる。そうでない場合、法改正、各社の取組み、振興策等に対するリターンを得ることが見込めなくなる。

以上

インターネット取引ガイドラインに記載すべき基本的事項（案）

インターネット取引ガイドラインにおいて、当該取引の非対面性、非書面性という特性に鑑み、委託者保護及び顧客のインターネット取引に対する信頼性を維持・向上させる観点から、基本的事項として以下のことについて記載することが適当と考えられる。

1. 法令・諸規則の適用関係

- (1) インターネット取引においても、原則として、すべての法令・諸規則が適用されること。
- (2) インターネット取引に係る勧誘を行う場合にあっては、勧誘行為に係る法令の規制及び「委託者の保護に関するガイドライン」が適用されることに留意する必要があること。

2. システムの信頼性の確保等に関する事項

- (1) インターネット取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等を十分に考慮する必要があること。
- (2) システムに対する信頼性を確保する観点から、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないようその内容に留意しつつ、安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）、サーバーの状況・容量、回線の状況等自社のシステム構成について開示することが望ましいこと。
- (3) 委託者のプライバシー及びアクセスキー（ID、パスワード等）の保護、取引の安全性の確保の観点から、セキュリティーの確保について所要の措置を講ずる必要があること。
- (4) システム障害等不測の事態が発生した場合において、速やかに対応できる社内管理体制を整備しておく必要があること。
- (5) システム障害が発生する可能性がある旨、及びシステム障害が発生し注文を発注できなくなった場合の代替手段について、あらかじめ委託者に周知する必要があること。
- (6) システム障害が発生した場合には、その状況等について記録し、記録を保存すべきこと。

3. インターネット取引の契約に関する事項

- (1) インターネット取引の非対面性に鑑み、本人確認においてより一層の留意が必要であること。

例：複数の書類での確認、一定期間ごとの郵便物等による所在確認など。

- (2) 電磁的方法により契約関係書類の差入れを受け、及び委託者への報告書類の送信を行う場合には、その書類名を明示する必要があること。
- (3) インターネット取引に係る契約において、委託者の損害に関し商品取引員が免責される事項を明示すべきこと。免責事項については、委託者の利益を一方的に害することのないように留意する必要があること。

4. 取引の受注、注文の処理に関する事項

- (1) 自社のシステムにおいて可能な取引の注文方式に係る機能について明示すべきこと。
- (2) 委託者による注文の誤入力を防止するため、注文の送信が行われる前に注文確認画面を表示させる等のチェック機能を提供する必要があること。
- (3) 注文の処理結果について、速やかに委託者に報告すべきこと。

5. その他

- (1) 個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ明示すべきこと。
- (2) 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視できるよう社内管理体制を整備する必要があること。
- (3) サポートデスク等の相談窓口において取引に関するアドバイス等を行う場合にあっては、当該窓口において対応する内容について、あらかじめ明示すべきこと。

以上

「インターネット取引ガイドライン」の作成について

I. 「インターネット取引」の定義（案）

「インターネット取引」とは、委託者がコンピュータ又は携帯情報端末等の電子機器によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して商品先物取引及び商品先物オプション取引の売買注文を発注し、当該売買注文が機械的に認識・処理、記録される取引をいう。

【論点】

1. 商品取引責任準備金の積立て対象から除外する観点から、定義においても「勧誘がないこと」「外務員が介在しないこと」等に限定すべきではないか。
2. 「人的な介在がないこと」と限定した場合、委託者の要請により相場観をアドバイスする等、委託者のニーズに応えることができなくなってしまうのではないか。
3. 定義ではなく、「インターネット取引に係るガイドライン」及びそれに基づく社内管理規則等において、対面営業セクションとのファイアーウォールの設定、サポートデスク等における人的な介在の形態等を規定することによって、取引員の違法・不法行為が発生する余地を排除する必要があるのではないか。

II. インターネット取引ガイドラインの位置づけ（案）

〔目的〕

「インターネット取引」に係る業務の健全性及び適切性、並びにシステムの安全性及び信頼性を確保することにより、その普及・利用の促進に資するためのものとする。

〔規定すべき内容〕

1. インターネット取引において、システムを使用するがゆえに不可避的に取引員が守らなくてはならない共通事項。
2. 非対面性、非書面性が高いインターネット取引の性質上、取引員が特に留意すべき事項。

具体的には、以下の事項を規定することが適當と考えられる。

- ・インターネット取引においても原則としてすべての法令・諸規則が適用されること等法令・諸規則の適用関係
- ・システムのセキュリティ確保やシステム障害時に備えた社内管理体制の整備等システムの信頼性の確保に関する事項
- ・インターネット取引の特性を考慮した本人確認方法における留意点及び免責事項の委託者への明示等インターネット取引の契約に関する事項
- ・取引発注の際に委託者自らが取引内容を確認する等取引の受注、注文の処理に関する事項
- ・その他、インターネット取引の性質上、特に留意する事項

III. インターネット取引ガイドラインの記載事項（案）

1. 法令・諸規則の適用関係

- (1) インターネット取引においても、原則として、すべての法令・諸規則が適用されること。
- (2) インターネット取引に係る勧誘を行う場合にあっては、勧誘行為に係る法令の規制及び「委託者の保護に関するガイドライン」が適用されることに留意する必要があること。

【論点】 勧誘がないこと、人的介在がないことを前提とするか。

2. システムの信頼性の確保等に関する事項

- (1) インターネット取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等を十分に考慮する必要があること。

【論点】 システム監査等外部チェックの導入、開示を行う必要はないか。

- (2) システムに対する信頼性を確保する観点から、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないようその内容に留意しつつ、安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）について開示することが望ましいこと。

【論点】 顧客の信頼性確保の観点から、どこまで開示すべきか。（サーバーの状況・容量、回線の状況等）

- (3) 委託者のプライバシー及びアクセスキー（ID、パスワード等）の保護、取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの確保について所要の措置を講ずること。

- (4) システム障害等不測の事態が発生した場合において、速やかに対応できる社内管理体制を整備しておく必要があること。

【論点】 システムトラブルの態様（取引所システムか取引員のシステムか、その両方か等）に応じてとるべき対策の整理が必要ではないか。

- (5) システム障害が発生する可能性がある旨、及びシステム障害が発生し注文を発注できなくなった場合の代替手段について、あらかじめ委託者に周知する必要があること。
- (6) システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、当該記録を一定期間保存しておくべきこと。

3. インターネット取引の契約に関する事項

- (1) インターネット取引の非対面性に鑑み、本人確認においてより一層の留意が必要であること。
例：複数の書類での確認、一定期間ごとの郵便物等による所在確認など。
- (2) 電磁的方法により契約関係書類の差入れを受け、及び委託者への報告書類の送信を行う場合には、その書類名を明示する必要があること。

【論点】 最新の受託契約準則、委託のガイド等をインターネットを介して提供することを促進すべきではないか。

- (3) インターネット取引に係る契約において、委託者の損害に関し商品取引員が免責される事項を明示すべきこと。免責事項については、委託者の利益を一方的に害することのないように留意する必要があること。

【論点】 免責されうる事項と免責されない事項を整理し、免責されない場合の保障の引当て等について検討する必要があるのではないか。

4. 取引の受注、注文の処理に関する事項

- (1) 自社のシステムにおいて可能な注文方式に係る機能について明示すべきこと。
- (2) 委託者による注文の誤入力を防止するため、注文の送信が行われる前に注文確認画面を表示させる等のチェック機能を提供する必要があること。
- (3) 注文の処理結果について、速やかに委託者に報告すべきこと
- (4) 委託者からの預り資金残高、値洗損益等の状況により取引の受注を制限する機能をシステム上設けている場合は、当該機能について明示すべきこと。
- (5) 平常時は、委託者本人による電子的注文のみにより受注するものとし、サポートデスク等を介した受注は行わない旨周知すべきこと。

【論点】 常時、サポートデスク等によるアドバイスを提供する取引モデルをどのように位置づけるか。商品取引責任準備金との関係はどうするか。

- (6) サポートデスク等の相談窓口において取引に関するアドバイス等を行う場合にあっては、当該窓口において対応する内容について、あらかじめ明示すべきこと。

5. その他

- (1) 個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ明示すべきこと。
- (2) 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視できるよう社内管理体制を整備する必要があること。

以上

2006.3.7制度政策委員会 参考2 オンライン取引の状況推移

調査基準日	2000年9月末	2002年12月末	2005年6月末	2005年9月末	2005年12月末
回答社数	23社	26社	34社	38社	38社
全口座数	46,961口座(23社)	-	113,921口座(33社)	142,751口座(37社)	156,238口座(37社)
うち電子取引口座数	10,092口座(23社)	-	32,463口座(33社)	40,524口座(37社)	43,722口座(37社)
うち有効口座数	-	18,008口座(26社)	22,001口座(33社)	26,740口座(37社)	27,596口座(37社)
調査対象期間	2000年4月～9月 (6カ月)	2002年1月～12月 (12カ月)	2005年1月～6月 (6カ月)	2005年7月～9月 (3カ月)	2005年10月～12月 (3ヶ月)
総売買枚数	31,192,158枚(21社)	-	39,350,545枚(34社)	19,020,526枚(38社)	22,577,939枚(38社)
うち電子取引売買枚数	1,440,957枚(22社)	10,053,975枚(26社)	6,284,301枚(34社)	4,819,606枚(38社)	6,514,258枚(38社)
電子取引比率 (売買枚数ベース)	4.62%	-	15.97%	25.34%	28.85%
総約定代金(百万円)	-	-	58,121,165百万円(33社)	31,621,131百万円(38社)	36,331,222百万円(38社)
うち電子取引による 総約定代金(百万円)	-	-	16,567,190百万円(33社)	12,198,612百万円(38社)	12,046,593百万円(38社)

2005年中の電子取引売買枚数	(対2002年比)
17,618,165枚	(175.2%)

2005年末有効口座数	(対2002年末比)
27,596口座	(153.2%)

有効口座数：基準日時点において証拠金のある口座